

平成31年教育委員会第2回定例会会議録

開会日時 平成31年2月6日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時51分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤 雄一

同職務代理者 塚本 亨

委 員 望月 京子

委 員 日高 芳一

委 員 齋藤 初夫

委 員 大里 豊子

議場出席委員

- | | | | |
|-------------|-------|-----------|--------|
| ・教育次長 | 駒井 亜子 | ・学校教育担当部長 | 杉立 敏也 |
| ・教育総務課長 | 鈴木 雄祐 | ・学校施設課長 | 若林 繁 |
| ・学校施設整備担当課長 | 杉谷 洋一 | ・学務課長 | 神長 康夫 |
| ・指導室長 | 和田 栄治 | ・統括指導主事 | 塩尻 浩 |
| ・地域教育課長 | 山崎 淳 | ・統括指導主事 | 大川 千章 |
| ・生涯学習課長 | 加納 清幸 | ・放課後支援課長 | 生井沢 良範 |
| ・中央図書館長 | 鈴木 誠 | ・生涯スポーツ課長 | 倉地 儀雄 |

書 記

- ・教育企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤 雄一 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤 雄一 委員 塚本 亨 委員 望月 京子

以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○教育長 おはようございます。出席委員が定足数に達しておりますので、平成31年教育委員会第2回定例会を開会したいと思います。

本日の議事録の署名は、私に加え、塚本委員と望月委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは議事に入ります。本日は議案等が4件、そして報告事項等が4件になっています。それでは議案から入ります。議案第3号「平成31年度葛飾区一般会計予算（教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは「平成31年度葛飾区一般会計予算（教育費）に関する意見聴取」について、ご説明させていただきます。

まず提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたため、本案を提出するものでございます。

なお、本日の議案等につきましては、全てこちらと同様の理由でございますので、以降につきましては、提案理由のほうは省略させていただきます。

別添の予算案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは、予算案の後ろに「平成31年度当初予算主要事業概要（教育費）」という資料をつけてございますので、そちらに基づきまして、本日は、新規拡大事業等の主なものについてご説明をさせていただきたいと存じます。

それでは概要のほうをごらんください。こちらの概要につきましては、新たな「かつしか教育プラン」の四つの基本方針に基づきまして、主要事業を掲載したものでございます。

まず、基本方針1でございます。「生きる力を育む、質の高い学校教育を推進します」ということで、主に学校が取り組む事業となっております。

一つ目「体力向上のための取組み事業」といたしまして、2,155万円の計上でございます。こちらでは「かつしかっ子チャレンジ（体力）」の実施、それから「葛飾体力伸び伸びプラン」の実施、さらに「トップアスリート派遣事業」等の取り組みの充実を図って参りたいと考えてございます。

次にその下「葛飾学力伸び伸びプラン」でございます。こちらにつきましては、8,069万1,000円の計上でございます。こちらは、例年に引き続きまして、校長が自校の学力実態に即しまして策定した学力向上プランを支援し、児童・生徒の基礎学力の定着と向上を図っていくものでございます。また、より成果が高く波及効果の見込まれる取り組みについては、区内小・中学校に広げていきたいと考えてございます。

一つ飛ばさせていただきます。基本方針2「子どもの健全育成に向けて、家庭・地域・学

校が協働して取り組みます」につきましては、2ページをごらんいただきたいと思います。

上から二つ目の項目でございます。「課外活動指導員」ということございまして、予算は7,130万円の計上となっております。こちらは、中学校の部活指導に当たります教員の減少ですとか異動による部活動の休廃部を防ぐために、学校と連携を図りながら、地域顧問指導者または地域技術指導者を配置するとともに、地域顧問指導者の謝金月額を引き上げ及び地域技術指導者の謝金の一月当たりの支給上限を廃止して、部活動の円滑な運営を支援するものでございます。

また、部活動の指導・運営に当たります体制を構築するために、地域指導者を対象といたしました研修に、生徒への指導方法等の内容に加えまして、いじめですとか体罰、人権に関する内容についても取り上げるということで、地域指導者の資質向上を図って参るものでございます。

次にその下「学校施設を活用した放課後子ども支援事業」でございます。予算のほうは2億5,026万2,000円となっております。こちらは、現在、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごせるようにということで、学童整備を小学校内に行っているわけですがけれども、平成31年度につきましては、渋谷小学校内への学童保育クラブ整備に向けた調査・設計の委託を進めて参るものでございます。

それからその下、一つ飛ばしまして、基本方針3でございます。「子どもがいきいき学ぶ、教育環境づくりを推進します」、こちらは主に教育委員会が取り組むものでございますけれども、まず一つ目「学校施設の改築」ということで、予算額は46億3,492万4,000円となっております。こちらは適切な学習環境を確保できるよう、学校規模の適正化、老朽化の状況等を踏まえまして、地域バランスを考慮しながら学校改築を進めるものでございます。

平成31年度につきましては、改築・改修を進めている6校のうち、東金町小学校の新校舎建設工事に着手、それから高砂けやき学園の小・中、それから西小菅小学校の改築・改修に向けた工事を開始して参ります。また、小松中、本田中の新校舎建設工事については、引き続き進めて参るものでございます。

さらに、次期改築校として報告させていただいている7校のうち、水元、それから道上の両小学校の基本構造・基本計画の策定に取り組んでいく。さらにその他の学校についても、改築に向けての検討を進めて参るものでございます。

それから、3ページでございます。上から二つ目をごらんいただければと思います。「かつしかグローバル人材育成事業」といたしまして「英語によるコミュニケーション能力育成」でございます。予算が8,352万2,000円ということございまして、2行目からごらんいただきますと「『英語によるコミュニケーション能力』を育成できる環境を整備するとともに、そこで得られた資質や能力が十分に発揮できる取組みの充実」ということで、平成31年度につま

しては、イングリッシュキャンプの日数を1泊から2泊にふやすということで、異文化を体験して英語が学べる機会の充実を図っていくというものでございます。

さらにその他の全体の取り組みとしては、(1)から(6)まで、具体的な事業を挙げさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、4ページをごらんください。1番目の「学校における教育相談」でございます。こちらは予算が5,526万5,000円ということでございます。こちらは、現在、全小・中学校に配置してございますスクールカウンセラーにつきまして、中学校で週2日配置することでカウンセリング機能の充実を図るとのことと、教員との連携強化ということで相談体制を充実して参りたいと考えてございます。

さらに、家庭への働きかけということで、スクールソーシャルワーカーを増員することで、不登校それから問題行動がある児童・生徒、家庭環境に起因する問題の解決に向けた支援を強化して参りたいと考えてございます。

さらにその下でございます。「教育情報化推進事業」ということで、予算のほうは16億7,555万8,000円ということになってございます。こちらは、5行目からごらんいただきますと、平成31年度に関しましては、平成32年度からの教育ICT活用の本格稼働に向けまして次期学校教育総合システムの構築をして参りたいと考えてございます。さらに小学校に大型提示装置を導入いたしまして、授業でのICT活用を推進して参りたいと考えてございます。

さらにその下「学習センターの整備」でございます。予算は1億2,556万6,000円となっております。こちらは、放課後などに学校図書館を活用いたしまして自学自習する場を提供して参りたいということでございます。さらに、これに伴いまして、学校司書の配置時間数をふやしまして、授業におきましても、調べ学習の充実、それから読書活動の充実を図って参るのでございます。

次にその下でございます。「学校支援総合対策事業（発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実事業）」ということで、予算は4,090万9,000円ということでございます。こちらは、3行目からごらんいただきますと、平成31年度につきましては「自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）」の設置、試行をいたしまして、対象児童・生徒の区内全域への拡大に向けまして、ニーズの把握等、検討を進めていくというものでございます。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、5ページをごらんいただきます。上から三つ目の項目でございます。「不適合ブロック塀と万年塀の撤去・改修」ということで、予算のほうは1億7,070万となっております。こちらは、昨年のお阪での不幸な事故を踏まえて、今、区の公共施設のほうでは、傾き、それから亀裂のある塀の緊急撤去工事を実施しているところでございます。今後につきましても、この不適合ブロック塀、それから万年塀につきまして、緊急性の高いものから、順次、撤去・改修のほうを進めていきたいと考えてございます。

平成 31 年度につきましては、小学校が 15 校、それから中学校は 8 校を対象に実施して参りたいと考えてございます。

さらにページをおめくりいただきまして、6 ページをごらんいただきたいと思います。上から二つ目の項目でございます。「学校体育館への冷暖房機器の設置」で、予算のほうは 1 億 3,666 万円となっております。こちらは安全・適切な教育環境の確保、また災害時の避難所としての機能向上ということで、学校体育館に順次冷暖房を設置して参ります。平成 31 年度につきましては、中学校で 21 校、これは改築着手済みの 3 校を除くというものでございますが、こちらのほうに機器設置を進めて参りたいと考えてございます。

さらに二つ飛ばさせていただきまして「遊び場開放事業管理業務の一部委託化」ということでございます。こちらは予算のほうは 1,095 万 6,000 円となっております。現在、区内の 26 の小学校で校庭を開放して、小・中学生が自由に遊べる遊び場開放を土・日・祝日にやっているところでございますけれども、こちらは現在、施設開放協力員、いわゆる有償ボランティアの配置で実施しているところでございますが、協力員さんの高齢化ですとか、それから利用者の指導の難しさ等々もございまして、来年度から一部学校で業務委託を実施して参りたいと考えてございます。これによりまして、安全管理体制ですとか事業実施体制の強化を図って参りたいと考えてございます。

それからその下、基本方針 4 「生涯にわたる豊かな学びを支援します」ということでございますが、こちらにつきましては 7 ページをごらんいただきたいと思います。一番上、「郷土と天文の博物館展示事業の充実及び常設展示室の改修」ということで、予算は 1 億 7,480 万 1,000 円の計上となっております。こちらは、区民ニーズを考慮いたしました新たなテーマや切り口で、特別展・企画展の開催、それからプラネタのほうも、より一層クオリティの高い番組ということで実施して参るわけですけれども、その二つ下「さらに」というところから、平成 31 年度から 32 年度にかけて常設展示室の一部を改修していくということで、年代別の展示ということで改修していく。さらに、バリアフリー化を進めていくということで、改修工事が入るということでの記載となっております。

最終ページ、8 ページをごらんいただきたいと思います。一番最後の項目でございますけれども「スポーツ施設の利用しやすい環境整備」ということで、9 億 2,326 万 7,000 円の計上となっております。4 行目からでございます。平成 31 年度、奥戸総合スポーツセンターの大小体育室天井改修工事、それから、これは東京 2020 大会、オリパラのほうで正式種目となりますスポーツライミング施設の建設のための設計、それから建設工事等を行うというものでございます。

大変雑駁ではございますけれども、来年度の一般会計予算（教育費）に関する説明については、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問等がございましたら、お願いします。

塚本委員。

○塚本委員 ただいまの細部にわたっての説明、ありがとうございます。質問というよりも、来年度の予算に向けての骨子が非常に明確になって、全体に占める教育費の割合がパーセンテージとしてはかなり高いと思うのですね。どのぐらいアップしているか、その数字だけわかれば。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 教育費全体といたしましては、対前年比 14%余りの伸びということでございます。額としては約 28 億円ほど伸びている状況でございます。

○塚本委員 ありがとうございます。区長がいつもおっしゃっていますように、国の宝であり未来を担う子どもたちの育成ということに予算を割いていただいたという実感を持ちます。特に細目でいきますと学校施設を活用した放課後子ども支援事業の点、あるいは、子どもたちの環境ということで、先ほどお話しされました老朽化、いわゆる増改築の問題も非常に大きな柱になってございますし、もう一つ、やはり前回から、いろいろ各般からご意見をいただきましたグローバル人材育成事業で、イングリッシュキャンプの 1 泊を 2 泊にふやしたというのは非常に画期的で、かなり内容が濃くなっているのであろうかと思えます。

それともう一つは、学校における教育相談、昨今で言えば、直近のいろいろな悲惨なつらい事案に当たっています。そういった意味では、民生委員、スクールカウンセラーの方ですとかスクールソーシャルワーカーという方の充実と、あともう 1 点、図書館のほうでも学校司書の充実というのもご提案いただきましたので、これは事あるごとに教育委員会としても全面的にバックアップしながら支援していきたいという感想を持ちました。

以上です。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 説明を全体的にいただきまして、予算も 14%の上昇ということで、基本的にはハード面の予算的な伸びは大きいと思うのですけれども、ソフト面でも、今、お話がありましたように、いろいろな面で取り組みを強化したり充実したりしているところで、予算がふえているなということを思います。これまで教育委員会ですらいろいろと議論してきたことが反映されていると思いますので、この基本的流れをしっかりと取り組んでいただければいいと思います。

あと、細かいことになりましたが、私は、伸び伸びプランのところに書いてありますように、小・中学校に広げようとして書いてあるのですが、教育委員会の所管には幼稚園も入っていますので、それなりの対応もこの予算の中で取り組んでいただけたらなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

要望で結構でございます。

○教育長 要望ですね。

そのほか、いかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 非常に予算が確立化されて、しかも十分な対応ができるような形で配置されているというのは、大変ありがたいと思います。そこで、昨年度よりも14%程度を確保できた、大変素晴らしいことだと思いますけれども、区全体の予算の教育費というのは何パーセントぐらいになるか、わかれば教えていただきたいと思います。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 今年度につきましては、構成比といたしましては、教育費で11.6%ということでございます。前年の割合が、今、手元にごさいませんが、こちら若干伸びているのではないかと推測しています。

○日高委員 ありがとうございます。12%近いということですから、すごく教育を重視させていただいていると思います。これは、ぜひ今後ともつなげていただくとありがたいと感じます。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど齋藤委員もお話しになりましたけれども、伸び伸びプランの件です。幼稚園もぜひという、これはやはり幼稚園もぜひ入れていただいて、幼保連携もとっている、まさにそういう時代ですから、それをひとつぜひお考えいただきたいなということと、校長たちの認識ももう一度改めなければいけません。再確認の意味で。やはりマンネリ化するのです。これだけのお金がつけられたのです。しかもこれは、はっきり言って、自校の学力向上については自由に策定ができるわけですから、こういう特徴を大いに生かして、そして、しかもこれまでと同じでなくて、1歩前に進んでいくような形でチャレンジいただくとありがたいなと。そういうことを校長会等でも周知をいただきたいなと。

こんな区はないですよ。これだけ自由に使えて、しかも学校を充実させてくれというふうに与えられているという区は恐らくないというふうに思います。そういう意味でも、もう一度これを校長たちにも伝えて、そして新たな気持ちで、さらにいいプランができますように働きかけをお願いしたいなということをお願いしたいと思います。

それからもう1点は、教育情報の部分です。どちらかという基本方針3になります。「教育情報化推進事業」についてもすごく充実された、こんなふう思うんですね。特にICT機器、それから小学校の大型提示機器、こういう装置については、研究発表の折にも指導室長が大いにピーアールしていますから、各学校も楽しみにしていると思うのですよね。そして、それが有効に活用されるように働きかけもお願いしたいなと思います。

以上、お願ひをしておきたい点であります。以上です。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 先ほどの、昨年の教育費の構成比、全体に占める割合、一般会計当初予算ですけれども、10.4%でございました。1%余り伸びているということです。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

望月委員。

○望月委員 一つ質問なのですけれども、基本方針2の「子どもの健全育成に向けて、家庭・地域・学校が協働して」というところなのですけれども、学校地域応援団というものが始まってもうかなりになりますけれども、まだ学校応援団が開設されていないという学校があるのかどうかというのがまず一つ。あと、課外活動指導員の件なのですけれども、やはり教員の指導が、やれる方が大分いなくなってきたというところをよく耳にして、部活動ができなくなっているというところも聞くのですけれども、そういう先生方の部活動に関する、昔はほぼ先生方が部活を、子どもたちを見ていただいていたという、すごく子どもとの接点が強かったのを覚えているのですけれども、今現在、そういうふうには部活動がなくなっていることに対して、他から地域指導員を求めて指導してくれるというのはすごくいいことだと思いますけれども、やはりその部分の、地域指導の方に対しての賃金が少しふえるということに対してはいいことだと思いますけれども、先生方と地域の指導員との連携というのもつなげていってほしいなというのもすごく思っていることなので、それについてお聞かせいただければと思います。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 まず、お尋ねの1点目の学校地域応援団の状況でございますけれども、直近の状況で申し上げますと、69校に設置済みでございます。73校に対して69校に設置済みで、残りが4校という状況になっています。残り4校のうち3校につきましては直近の情報を得ていますけれども、コーディネーターを引き受けてくださる方がようやく見つかって、あとは学校評議委員の皆様等にお諮りをして、順次立ち上げるというところまで来ているという状況でございます。

2点目の課外指導員のお話でございますけれども、当然、学校の先生にかわって活動いただいています。具体的には、顧問のなり手がいない学校で顧問を引き受けてくださっている方は今年度24名、そしてまた顧問教員のもとで技術指導をしていただいている方が85名ということで、大変多くご指導いただいているところでございます。

委員のお話にありまして、学校の先生方としっかり連携をとるということが最重要課題でありまして、年に数回になるのですけれども、教育的指導、ここをどういうふうに行ったらいいかとかいったような研修などもやりながら、必要な情報なども課外指導員の方々に提供しながら、学校の先生方と連携しやすいような環境づくりに努めているところでございます。

以上です。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第3号について原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第4号「平成30年度葛飾区一般会計補正予算(第4号・教育費)に関する意見聴取」について上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは「平成30年度葛飾区一般会計補正予算(第4号・教育費)に関する意見聴取」についてご説明させていただきます。こちらにつきましても、別添の予算案につきまして異議のない旨、区長に回答したいと考えてございます。

それでは、別添の予算案をごらんいただきたいと思います。

まず歳入でございます。9ページをごらんいただければと思います。上から二つ目の「指定寄附金」のところでございます。こちらの「説明」というところの2番になりますけれども「奨学資金積立基金寄附金」が39万9,000円の計上となっております。こちらは、例年この時期に、当該年度に受けました寄附金を計上するものでございます。内訳といたしましては、亀有交通安全婦人友の会から20万円、それから葛飾区合唱連盟から20万円ということで、全体40万円ということがございますけれども、もともと当初予算で、いわゆる科目存置ということで1,000円の予算を組んでございましたので、差し引き39万9,000円の計上となっております。

続きまして、歳出でございます。11ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、まず1番が「奨学資金貸付経費」の「奨学資金積立基金」への積み立てでございます。先ほど歳入で受けました寄附をそのまま基金に積み立てるというものでございます。

さらにその下、2番「教育施設整備積立基金積立金」については47億円ということでの計上でございます。こちらは学校施設の改築・改修等に充てる経費といたしまして、この時期に基金積み立てをしているところでございます。

説明については以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何か質問等はございますか。よろしいですか。

特にないようですので、お諮りいたします。ただいまの議案第4号について原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第5号「葛飾区本田中学校建築(増築及び改修)工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは「葛飾区立本田中学校建築（増築及び改修）工事請負契約締結に関する意見聴取」について、ご説明いたします。別添の契約締結案について異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

契約締結案をご説明いたしますので、1枚おめくりください。契約締結案でございます。

中央、記書き以下、1「工事件名」は「葛飾区立本田中学校建築（増築及び改修）工事」でございます。

2の「工事箇所」は葛飾区東立石四丁目7番1号。

4の「契約金額」は14億9,985万円でございます。

契約の相手方は「大翔・小松建設共同企業体」で、構成員は奥戸二丁目40番6号 大翔建設株式会社。こちらは代表者となります。その他の構成員は東小岩七丁目31番5号 小松建設株式会社の2社でございます。

工期は契約締結日の翌日から平成32年10月15日まででございます。

裏面をごらんください。参考として、本田中学校建築（増築及び改修）工事の概要等を記載してございます。

敷地面積は7,200.70平方メートルで、増築棟は鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上4階建て。建築面積が1,375.01平方メートル。延べ面積は3,943.42平方メートル。高さは15.63メートルでございます。

主要諸室等につきましては、後ほど平面図を用いてご説明させていただきます。

改築棟につきましては、増築棟と同じく鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上4階建て。建築面積が737.46平方メートル。延べ面積は2,162.81平方メートル。高さは15.61メートルでございます。

次のページをごらんください。ホチキスどめをしている資料の1ページ目でございます。「葛飾区立本田中学校建築（増築及び改修）工事請負契約締結について」の資料でございます。

本田中学校の改築につきましては、平成28年度に策定いたしました基本的考え方をもとに、基本設計・実施設計を進めてきたところでございまして、基本的な考え方に掲げた「普通教室の充実」「可能な限りの校庭の拡大」「防災・防犯機能の向上」を踏まえ、適切な学校環境を確保するために建築工事を行うものでございます。

1の「構造・規模」は、先ほど説明させていただいたとおりでございまして、3の「工事スケジュール」でございしますが、(1)の増築工事が、平成31年3月から平成32年(2020年)の7月までを予定しているところでございます。また、改修工事は、平成31年3月から平成32年(2020年)10月まで、主に夏季休業日に実施する予定でございます。

1枚おめくりください。添付させていただいた別紙により主要諸室等をご説明いたします。

1枚目が本田中学校の案内図です。東立石四丁目の東立石緑地公園の西側に隣接しました敷地に本田中学校がございます。

1枚おめくりください。配置図です。現在は、北側の解体棟と西側の改修棟で学校運営をしていますが、南側に増築棟を建設いたしまして、改築事業後は増築棟と改修棟での学校運営を予定しています。単独のプール棟を増築棟に配置したことにより、校庭面積を300平米ほど拡張しているという状況でございます。

1枚おめくりください。1階の平面図です。南側の増築棟には、職員室、校長室そして理科室などを配置し、北側の改修棟には、技術室、調理室等を配置しているところでございます。

1枚おめくりください。2階の平面図です。増築棟には、普通教室のほか学習センターとして学校図書館などを配置しまして、多目的室と一体利用ができるような状況にさせ、機能向上を図っているところでございます。改修棟には、音楽室、美術室などを配置しています。

1枚おめくりください。3階の平面図です。増築棟には、普通教室、備蓄倉庫を配置しまして、改修棟には屋内運動場を配置してございます。

1枚おめくりください。4階の平面図です。増築棟には、普通教室と25メートルの4コースのプールを配置します。改修棟は屋内運動場の上部でございます。

1枚おめくりください。屋上、屋根平面図です。増築棟には10キロワットの太陽光パネルと屋上緑化を施します。

1枚おめくりください。このページ以降ですが、今、ごらんになっていただいているページは南北からの立面図、そして次のページには東西からの立面図をつけさせていただいております。また、最後のページには、透視図、いわゆる鳥瞰図を参考として添付させていただいております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問等ございますか。よろしいですか。

塚本委員。

○塚本委員 平面図のご説明、ありがとうございました。3階の平面図について、ここは、いわゆる屋内運動場、体育館の位置づけでございますね。そうなりますと、あつてはならないのですけれども、地域住民の方にとっての災害時における避難所の機能も付与されていくのでしょうか。その辺、ほかでカバーできる場所がないと思うのですが。

○教育長 避難所について、整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 3階の平面図につきましては、今、委員のおっしゃるとおり、地域の避難所としての活用を想定してございます。また、この3階の屋内運動場からは、北側に階段を設置しまして、地域開放も含めた形で出入りができるような状況にしているところでございます。

○塚本委員 ありがとうございます。地の利として、私、比較的近場にありますので、中川に接していますし、そういった意味で、3階が北側から入れるということと備蓄がそこにできるということは、活用しないに済んだことはないのですが、特に中川自体が天井川という状況でございますので、やはり一般的に見られますような区の体育館の避難所というのは、かさの問題等を考えますと非常にすぐれた設計であろうと認識いたしました。以上です。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

望月委員。

○望月委員 3階に体育館があり、避難所として使われるというお話ですけれども、やはり災害のときには高齢者も入ってきますし、ここの施設にエレベーターは設置しないのかどうか、聞かせていただきたいなと思いました。

○教育長 整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 改修棟のほうにはエレベーターは設置してございませんが、南側の増築棟のほうにはエレベーターを設置してございますので、そこから体育館には行けるというようにつくりになっています。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

大里委員。

○大里委員 案の段階で見落としていたのですが、体育館にトイレがないようなのですが、行事の際や、万が一避難所として使うとき、トイレが非常に遠いということになるのですか。下の階におりる形になりますか。2階になるのでしょうか。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 体育館棟にはご指摘のようにトイレはなく、増築棟のトイレを活用するという設計、これはこれまで基本設計等々で積み上げてきた内容で、現在、契約締結に進むという状況でございます。

○教育長 よろしいですか。

○大里委員 やむを得ないということですね。

○教育長 歩いていただく。

よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第5号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは異議なしということで、議案第5号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第6号「葛飾区いじめ防止対策推進条例に関する意見聴取」を上程いたします。

学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 それでは、議案題6号「葛飾区いじめ防止対策推進条例に関する意見聴取」でございます。別添の条例案について異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは4枚おめくりいただきまして、参考資料のほうをごらんください。素案について、以前、こちらの教育委員会には提出させていただいて、その中身等については説明させていただいたところでございます。今般、文教委員会等の意見を踏まえ、素案の一部を変更いたしましたので、主に変更点を中心に説明させていただきたいというふうを考えてございます。

それでは、参考資料の1「制定理由」をごらんください。いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、葛飾区、学校、保護者、区民及び関係機関の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な事項を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童等が健全に成長できる環境を整備することを目的として制定するものでございます。

続きまして、2「葛飾区いじめ防止対策推進条例（素案）に対する区民意見提出手続」でございます。実施結果については、別紙1のほうをごらんください。1枚おめくりください。

実施期間等については、記載のとおりでございます。4「提出されたご意見の取扱い」につきましては「条例に取り入れるもの」ゼロ件、「条例に盛り込まれているもの」1件、「条例には取り入れないが、今後の参考とするもの」3件でございます。

5「提出されたご意見（概要）」を説明いたしますので、1枚おめくりください。まずNo.1でございます。ご意見の概要でございます。「葛飾区いじめ問題対策連絡協議会や葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会には、教育の専門家だけでなく、福祉の専門家として『社会福祉士』を委員等に必ず加えてください」というご意見でございます。こうした委員の要件については条例等に定められているものですが、下の2行をごらんください。社会福祉士の委嘱については、今後、委嘱の際に検討して参りたいと考えてございます。

次に、2「条文のすべてを通して、葛飾区は『区と区民との協働』をすすめている区であって、いじめ防止対策についても区、学校、保護者、区民及び関係機関・団体が連携して取り組むという姿勢を打ち出していきたい」ということでございます。

申しわけございません。今、説明が漏れました。No.1の取扱いについては「条例には取り入れないが、今後の参考とするもの」でございます。

続きまして、2「教育委員会としての考え方」でございます。3行目です。「条例では区、学校、保護者、区民、関係機関、団体等がそれぞれの役割や責任の下で、連携・協力していじめ防止等に取り組むこととしております。区は、いじめのない地域社会の実現に向け、今まで以上に学校、保護者、区民、関係機関、団体等と連携及び協力して、施策の推進に取り組んで

まいります」。取り扱いについては、既に「条例（素案）に盛り込まれているもの」でございます。

続きまして、No.3をごらんください。「第10条『財政上の措置』について、学校外からの講師招聘など、地域に開かれた教育活動を例示してほしい」というご意見でございます。

「教育委員会としての考え方」といたしましては「条例上に個別の事務事業は例示しませんが、学校外からの講師招聘など、地域に開かれた教育活動の実施については、検討してまいりたいと考えております」。「条例には取り入れないが、今後の参考とするもの」でございます。

続きまして、No.4「第13条5項 重大事態発生時の対策委員会委員の選任にあたっては、被害児童等保護者等の推薦する委員を必ず1名は入れるものとしてほしい」でございます。

「葛飾区いじめ問題対策委員会の委員は、いじめの防止等に係る専門的な知識を有する方に委嘱してまいります。被害児童等保護者等の意向については、案件ごとに調整してまいりたいと考えております」。具体的には、重大事態が発生した場につきましては、被害児童等の保護者の方に、こうしたメンバーの一覧をお見せした上でご意見をお聞きして、最終的に対応して参りたいと考えてございます。「条例には取り入れないが、今後の参考とするもの」でございます。

続きまして「参考資料」のほうにお戻りください。3「葛飾区いじめ防止対策推進条例（素案）からの主な変更点について」でございます。

まず、（1）第2条の「保護者の定義」でございます。まず、第2条の保護者の定義が現行「親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう」という表現になってございます。こちらですと、例えば具体的にご意見をいただいたときに、親権はご両親がお持ちになっていると。ただ、現に監護している者が祖父母というような場合については、この定義では狭過ぎるのではないかとというご意見をいただきましたので、保護者の定義を、「児童等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童等を現に監護する者をいう」という表現にいたしました。親権を持っているご両親であっても、逆に親権をお持ちでない場合でも対応できるような広い定義にしたところでございます。

次に（2）「保護者、区民及び関係機関の責務（第7～9条）」、それから（3）「財政上の措置（第10条）」でございます。

（2）については、保護者等のそれぞれの責務について「努めるものとする」から「努めなければならない」に変更しました。財政上の措置につきましても、同じように「努めるものとする」から「努めなければならない」に変更したものでございます。

こちらについては、こうしたいじめ条例は重要なものでございますので、この「努める」という努力規定を強調する必要があるのではないかとというご意見をいただきましたので、強調するような形「ならない」という表現に変更させていただきました。

次に（４）「策定及び設置主体の変更」でございます。第 11 条及び第 13 条です。「葛飾区いじめ防止基本方針」の策定主体、「葛飾区いじめ問題対策連絡協議会」の設置主体を「区」から「教育委員会」に変更したものでございます。

こちらにつきましては、法律の規定は「区」という表現になってございました。この「区」の意味でございますけれども、葛飾区長、教育委員会両方を包含する中身でございますので現行のままでも問題はないのですが、葛飾区といたしましては、いじめ防止基本方針の策定と対策連絡協議会の設置主体を教育委員会が行うということをもう事実上決めてございますので、表現を明確にするために「教育委員会」に変更するものでございます。

続きまして、4「新旧対照表」を別紙 2 のとおり添付してございます。こちらについては、今の主な変更点に、最終的に法規担当から文書審査する上で一部文言の訂正をすることになりましたので、その文言訂正等も含めて変更箇所を記載してございますので、あわせてごらんおきください。

次に 5「施行期日」は平成 31 年 4 月 1 日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問等はございますでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 ご説明ありがとうございました。前文にございます、今、参考資料でご説明いただいたのですが、基本的な提案理由の中にございますように、いわゆる「葛飾区いじめ防止対策推進条例」に関しては、個人としての基本的な人権という部分がはっきり明文化されていますし、幸せに生きる権利というもの、それと、中段から下ですけれども、次代を担う子どもたちの最善の利益を図るために「しない、させない、許さない」という、これは非常に強調されたワードでして大事だと思うので、我々一人一人、常にこれを念頭に入れながら、それを許さない学校や社会の実現を目指すのだという基本的なコンセプトを十分に前面に押し出していたいて、区民の方にも PR していただきたい。とても大事な表現ではないかと思いました。

それと、次のページになりますけれども、今、ご説明いただきましたように、教育理念を受けまして、それぞれ、学校及び学校教職員の責務、保護者の責務、そういう責務が非常に明文化されています。これはその背景を受けていきませんと、つい最近でも非常に悲惨な事例を承っていますので、そういった部分では、1 歩前進、2 歩前進しながらかつ振り返りながら推し進めていただきたいという感想を持ちました。お答えは結構です。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。ただいまの議案第 6 号について提案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 特に異議なしということでございますので、議案第6号は原案のとおり可決といたします。

これで、議案については終了いたします。

引き続きまして、報告事項に移ります。報告事項1「『葛飾区後期実施計画』（案）及び『葛飾区区民サービス向上改革プログラム』（案）について」報告をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは「『葛飾区後期実施計画』（案）及び『葛飾区区民サービス向上改革プログラム』（案）について」ご説明させていただきます。

こちらは二つございまして、まず、1「『葛飾区後期実施計画』（案）」についてでございます。

1（1）「『葛飾区後期実施計画』（素案）」に対する区民の意見提出手続、いわゆるパブリックコメント手続の実施結果からご説明させていただきます。

別紙1をごらんいただきたいと思います。こちらは実施結果でございますけれども、まず「実施期間」それから「閲覧場所」については、記載のとおりでございます。

3「提出された意見」でございますが、意見提出者が3人で、意見総数のほうは8件でございます。

4「提出された意見の内訳」でございます。「施策について」のご意見が2件、「計画事業について」が3件、「その他」として3件となっております。

5「提出された意見と区の考え方」について、10ページから記載してございます。1枚おめくりいただきたいと思います。

本日、教育委員会でございますので、教育委員会関連のご意見等についてご説明させていただきます。3ページのほうをごらんいただければと思います。

7の「公園整備について」ということでございます。ご意見の概要といたしましては「公園の整備、改修にあたっては、住民の声を十分に反映させてほしい。特に鎌倉公園の改修については、住民の声、プール利用者等の声を無視して計画が進められている。『一年中利用できるプールのある公園』に改修することを要望する」というものでございます。

取り扱いにつきましては、四角ということで、意見・要望としてお聞きするというものでございます。

区の考え方ですけれども、概略は、省略させていただきますが、鎌倉公園の改修につきましては、プールを含めた公園全体がより魅力ある公園になるよう計画を進めているということ。これまで事業説明会や検討会を行いまして、さまざまなご意見、ご要望にできるだけお答えできるよう検討を進めて、整備案を作成しているということ。

プールにつきましては、4段落目の4行目からでございます。中ほどになりますけれども、

公園プールとしての機能を近隣の東柴又小学校に移し、一般のプールとしても活用できるよう計画しているとしております。ただ「一年中利用できるプールにつきましては」ということで、下から2段落目、「なお」というところがございますけれども、こちらは、奥戸総合スポーツセンター温水プール館、それから水元総合スポーツセンター体育館温水プールというのが整備されているということございまして、今回の後期実施計画での新築・改築の予定はしていないということでの考え方を示しているところでございます。

それからもう1件、次のページのNo.8「区民皆スポーツについて」ということでご意見をいただいております。こちらは、導入といたしましては、オリンピック・パラリンピックを見据えてということでございますが、やはりご意見の主たるものとしては、最後、鎌倉公園プールの話「一年中利用できるプールのある公園」に改修することを要望するというので、同様のご意見となつてございまして、「取扱い」「区の考え方に」についても、同様の回答、考え方ということで整理をしているところでございます。

パブリックコメントの実施結果については、以上とさせていただきます。

それから引き続きまして、別紙2のほうをごらんいただきたいと思います。こちらはさきの素案からの主な変更点でございます。こちらは素案から状況変化等によりまして表現等を修正、変更したものでございます。添付、別紙3の後期実施計画の案とあわせてごらんいただくとわかりやすいかと思うのですが、こちらも教育委員会に係る主なものをご説明させていただきます。

まず、この変更点の資料、別紙2の2ページをごらんいただきたいと思います。施策番号19「学校教育」という施策がございます。こちらの01、学力向上ということでの項目でございますが、計画案のページで言いますと255ページでございます。こちらは、素案からの変更点といたしまして、一番右端「施策の方向」というところに、素案にはございませんでした英語によるコミュニケーション能力の育成に関する記述を加えてございます。

そのほか、その下については、所要の変更ということでございます。

それから、その下の項目番号で言うと02のところ「社会生活のルールを学び」ということで、計画案では259ページに当たるところでございますが、これは、先ほどの議案でもございましたところで「施策の方向」に、葛飾区いじめ防止対策推進条例の制定予定というのを記載したものでございます。

さらに、同じ施策番号19「学校教育」のその下、項目04でございます。計画案では266ページに当たりますけれども、こちらは学校体育館への冷暖房機器設置を新たに盛り込むとともに、校庭の芝生化についての記述を変更。それからまた学校図書館の活用についての記述についても加えているところでございます。こちらは来年度の予算編成等々を行う中で新たに状況として変化してきたところを反映させたものでございます。

ページが飛びまして、8ページをごらんいただければと思います。8ページの一番下、項目番号で言いますと22、こちらからは計画事業の変更点になります。こちら先ほど申し上げたところ「学校体育館への冷暖房機器の設置」ということで、新たに新規事業として加えさせていただきます。

次のページをごらんいただきますと、23番ということで、こちら先ほど施策のところでも申し上げた「校庭の芝生化」のところでございますけれども、文言の整理と、こちらの下段になります。「校庭芝生化校数」を精査いたしまして変更したものでございます。

それから、項目24から、このページの一番下、27までにつきましては、文言及び数値のほうを精査した結果となっております。

最後に10ページのほうをごらんいただければと思います。最後のページでございます。計画事業としては「スポーツ施設の利用しやすい環境整備」ということで、こちらは予算の中で説明させていただきましたが「奥戸総合スポーツセンター野球場改修工事」に加えて、「クライミング施設建設工事」を新たに加えさせていただいたというものでございます。

別紙2についてのご説明は以上とさせていただきます。

ということで、後期実施計画案の説明は以上とさせていただきます。

それでは資料の1枚目に一旦お戻りいただきまして、2「『葛飾区区民サービス向上改革プログラム』（案）」についてでございます。

こちらは後期実施計画と同じように、パブリックコメント手続の実施結果ということで、別紙4に添付させていただいているのでございますけれども、後期実施計画と同期間、それから同閲覧場所で実施いたしておりましたが、提出されたご意見は全体としてございませんでした。

また、(2)の素案からの主な変更点ということで別紙5に添付させていただいてございますが、こちらについては教育委員会関係の項目ではございませんでしたので、本日、説明は割愛させていただきたいと思っております。

そして、(3)のプログラム案でございます。別紙6ということでございまして、素案の報告の折にもご説明させていただいたのですけれども、改めて16ページ、教育委員会関係といたしましては、取組項目の22ということで「学校業務等」、こちらの下に書かれている「業務」それから「給食調理」「施設開放業務等の効果的・効率的な運営の推進」、それから次のページ、取り組みの23の「図書館の効果的・効率的な運営」ということで、現在のプログラムのほうから引き続きの取り組みとなっておりますので、次年度以降も取り組んで参りたいと考えているところでございます。

また1枚目にお戻りいただきまして、最後になりますけれども、両計画の策定期間でございますが、いずれも本年3月を予定しているところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

大里委員。

○大里委員 先ほど、いじめ防止対策推進のところでもありました、今回、パブリックコメントの結果が3件出ています。この寄せられたご意見の総数が多いと見るところなのか少ないと見るところなのか、比較が難しいとは思いますが、私も「広報かつしか」を見ましたら、非常にたくさんのパブリックコメントの告知というのでしょうか、がありまして、年末年始も含む中で意見を寄せていただいた方、大変貴重であったと思います。なるべく多くの方が見てくださるといいと思いますが、寄せていただいた意見を大事にしていきたいと思いました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項1については終わります。

引き続きまして、報告事項2「葛飾区立西小菅小学校一部改築・改修工事基本設計（案）について」をお願いします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは「葛飾区立西小菅小学校一部改築・改修工事基本設計（案）について」ご報告いたします。

西小菅小学校につきましては、西小菅小学校一部改築・改修のための基本的な考え方をもとに、改築に向けた設計業務に取り組んでおりまして、今般、基本設計案として取りまとめましたので、概要を報告するものでございます。

まず、1「敷地及び建物概要」です。あわせて別紙1のホチキスどめをさせていただいた「諸室面積比較表」をごらんください。

(1) 敷地面積は8,499平方メートルで、構造・階数は、地区計画のこのエリアは12メートルの高さ制限がございますので、鉄筋コンクリート造の地上3階建てで計画をしています。延床面積は、改築棟が3,547平方メートル、改修棟が2,034平方メートルで、トータル5,581平方メートルです。

別紙1、あわせて見ていただいている「諸室面積比較表」で、標準規模との面積を比較させていただいているところがございますが、標準規模面積6,204.33平方メートルより623平方メートルほど小さく、現況校舎面積より959平方メートル大きい状況となっております。

本文の2「基本設計（案）の概要」でございます。

(1) 「普通教室」は、通学区域の児童数の増が見込まれるため、普通教室を10教室とし、さらに諸室の転用により12教室まで対応できる設計としています。

次に(2)「新設・拡充した諸室」でございますが、学習センター、いわゆる学校図書館、それから学童保育クラブを新設するとともに、児童数増加への対応などから、イに記載させていただいております給食室、昇降口、屋内運動場、少人数教室を拡充しています。

(3) 「校庭整備」においては、教育環境の向上などのため、既存の2,316平方メートルから3,970平方メートルに拡張しているところでございます。

具体的な基本設計案の内容ですが、配置図・平面図に沿ってご案内をさせていただきますので、ホチキスどめした資料を1枚おめくりいただいて、別紙2をごらんください。

別紙2の1ページ目が、西小菅小学校の一部改築・改修後の配置図でございます。校庭の南側にごさいました体育館とプールを改築棟に配置いたしまして、校庭を3,970平方メートルと、現況と比較して1,600平方メートルほど拡張しているというような図でございます。

資料を1枚おめくりください。1階の平面図です。図面上部の記載のとおり、左側が既存校舎の改修棟、そして右側が既存校舎を解体しまして建てかえる新校舎棟でございます。改修棟の南には、先ほど説明させていただきました学童保育クラブを新設いたしまして、新校舎棟におきましては、給食室、昇降口、屋内運動場アリーナを、それぞれ現況校舎よりも拡充しているという状況でございます。

資料を1枚おめくりください。2階の平面図です。新校舎には、南向きの普通教室5教室のほか、学習センター、学校図書館などを配置いたします。また、改修棟の中央部分には少人数教室を配置しているところです。

資料を1枚おめくりください。3階の平面図です。新校舎には、2階と同じ位置に普通教室5教室のほか、音楽室などを配置します。また、改修棟には少人数教室を設置いたしまして、現況1教室を2教室にふやしているという状況でございます。

資料を1枚おめくりください。屋上の図でございます。25メートルの5コースのプールを設置しまして、容量は未定ですが、太陽光パネルを設置する予定でございます。

資料を1枚おめくりください。断面図をつけさせていただいております。上が東西の断面図、下が南北の断面図を参考までに添付させていただいております。

恐れ入ります。それでは本文にお戻りいただき、3「一部改築・改修スケジュール」をお願いいたします。また、資料のほうは1枚おめくりいただいて別紙3をあわせてごらんください。

3「一部改築・改修スケジュール」です。改築に当たって、周辺の道路が狭いため、まず、(1)「工事車両進入路整備工事」を、平成31年7月から8月の2カ月間を予定しているところです。その後、(2)「プール解体・仮設校舎建設工事」、(3)「普通教室棟(北側校舎)解体工事」を2020年12月まで行いまして、(4)「校舎改築・改修工事」は、2021年1月から2022年8月まで行います。なお、新校舎での学校運営開始は2022年9月からを予定しているところでございます。その後、(5)「仮設校舎・体育館解体工事」を行った後、(6)「外構・校庭整備工事」を実施し、外構整備工事も含めました平成35年9月の事業完了を予定しているところでございます。なお、埋蔵文化財の試掘調査の結果によってはスケジュールを変更する場合がございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○**教育長** ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員。

○**齋藤委員** 非常にご苦勞されて、いろいろ計画をつくってここまで来ているなどというのは読み取れるのですけれども、確認の意味で教えていただきたいのは、標準規模面積と現況の校舎面積とか、それから別紙1のところにそれぞれの延床面積のプラスマイナスの数字が出ているのですけれども、この説明の最初に、高さが12メートルの制限があるのだということで、いろいろ苦勞しながらこういう案になったのだなということは伺えるのですけれども、何点か詳しく教えていただきたい。例えばこの12メートルの制限というのは、用途地域とかいろいろありますよね。どういう制限なのかということと、例えば用途地域であると、よくいろいろな施設をつくるときに特別にその地域だけ変更するとかという場合もあるのですけれども、そういうことが可能でない状況でこうなったのかなというのは感じるのです。その取り組みはあったのかなということと、それから周辺の敷地を購入する余地があったのかなかったのか、その辺のところの状況も教えていただきたいのと、それから埋蔵文化財が出たらおくれるかもしれないと書いてあるのですが、錢座跡があったところなので、そういう意味なのかなと理解はするのですが、説明をお願いしたいなと思います。

○**教育長** 整備担当課長。

○**学校施設整備担当課長** まず1点目の地区計画については、小菅一丁目の地区計画が定められていまして、高さについては12メートル制限が設定されています。その12メートル制限の範囲の中で学校が建つかどうかということを検討し、もし12メートルをどうしても超えるようであれば、手続にのっとって、12メートルを超えるのだけれどもというような審議会を行って進めようというようなことで基本設計を行ってきたところです。

結果的には、この12メートルの高さ制限の中で、課題であった校庭を広げるためのプール棟を新校舎のほうに積み上げることが可能でありましたので、一応、そのような審議会等々を経ていろいろな協議を進めていくということにはなくなったところでございます。

それからご質問のあった校舎を改築するためのいろいろな用地に関しては、近辺、用地としては未利用地が幾つか設計段階ではあったのですが、それを今回の改築に当たって何らかの活用、例えば仮設校舎等々に活用できるかどうかということについては、そこまでに至らなかったというところが現状でございます。

あと、埋蔵文化財については、ご質問にあったように、錢座がこの西小菅小学校の敷地の中にあるということで、ことしの5月から試掘調査を行っていく予定です。そして、6月には結果が出る予定でございますので、その状況によっては詳細調査を行っていく必要がございます。もし、それで詳細調査が必要となったときには、ただいまご案内させていただいたスケジュール

ルがおおむね1年ほどおくれるという状況で想定はしているところでございます。

以上でございます。

○教育長 よろしいですか。

そのほか、いかがでしょうか。

大里委員。

○大里委員 プールのところなのですけれども、更衣室が1階下になるということなのでしょうか。プールの後、シャワーを浴びて階段をおりて更衣室という形になっているようなのですが、これもやむを得ない設計ということでしょうか。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 プールに向かうための更衣室、トイレは、設計の都合から、ご指摘のとおり3階に存在します。その3階からスロープがございまして、そこからプールのほうに向かうという設計をしているところでございます。以上でございます。

○大里委員 プールの終わった後、濡れて、タオルをかけた状態とは思いますが。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 プールが終わった後、階段をおりてシャワーを浴びる、そしてそこからスロープを使って3階の更衣室で着がえをするという設計でございます。以上でございます。

○教育長 濡れた状態のまま、これはどうしてもそうになってしまうということですね。

○大里委員 足元とか気をつけないといけないですね。

○教育長 平面にあるプールだと、すっと入れるのだけれども、上の階ということでそうになってしまう。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、報告事項2を終わります。

引き続きまして、報告事項3「平成30年度第三者評価の実施結果について」、お願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは、第三者評価について概要を説明させていただきます。

1枚目のまず1「目的」でございます。学校に派遣された評価委員が、学校の自己評価に基づき、授業や課外授業等の観察、管理職及び教員、保護者（PTA）、地域住民へのヒアリングなど、学校を多角的な視点で分析、評価を行い、実施校の教育水準の向上を図ることを目的としております。

2「実施校における期待される効果」といたしましては、1点目として、全ての教員の授業や課外活動等における児童・生徒の状況を複数の評価委員が観察することにより、教員の授業力や児童・生徒の実態などを客観的に把握することができる。

2点目としまして、評価委員が、管理職、教員、保護者及び地域住民へのヒアリングを行う

ことにより、本校の教育課程の実施状況や課題の把握を客観的に行うことができる。

3点目としまして、以上の結果を次年度への教育課程編成につなげることができる。この3点がございます。

今年度も、昨年度同様、評価委員に外部有識者を含めて実施をいたしました。

3の今年度の「実施校」でございますが、今年度は、南綾瀬小学校、水元小学校、東金町中学校、上平井小学校、住吉小学校、上千葉小学校、中川中学校、宝木塚小学校の各校を実施いたしました。評価につきましては、2月中旬に各学校へ報告する予定でございます。

今年度の評価結果の概要についてでございますが、全体を通しますと、授業の状況については、どの学校においても教員は熱心に授業に臨んでおり、ほとんどの授業において「葛飾教師の授業スタンダード」を意識しながら、めあて、展開、まとめも流れを大切にした授業が展開されていることが評価されております。

しかし、中には教師主導型の授業も見られることがあります。児童・生徒が見通しを持って、かつ主体的に活動する授業の展開を工夫するなど、改善に向けた取り組みを課題として挙げております。次期学習指導要領でも述べられている主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するよう指導して参ります。

それでは、各学校の状況でございます。

3ページをごらんいただけたらと思います。まずは、南綾瀬小学校についてでございます。大きな項目2の「教育課程実施状況」というのがございます。その中の③に、図書館を利用したモデル校として、学習センターとしての機能の取り組みや図書館ボランティアの協力等、特色ある教育活動を推進していることを評価しております。

5ページを見ていただけたらと思います。そこに6「保護者・地域との連携の状況」がございまして、⑤の中で、地域の教育力を学校の教育活動に取り入れていることに対して評価しております。

課題といたしましては、1ページお戻りいただいて、4ページに記載してあります5「学校の組織運営の状況」の④にありますけれども、小規模校という状況下で、一人一人の教員の指導力向上について取り組む必要があるということを挙げております。

次に6ページ、7ページに上千葉小学校がございます。そちらをごらんください。

こちらにつきましては、4「生徒指導及び児童・生徒の状況」、その中に「特別支援教育」というのがございまして、その①と③の中で、特別支援教室専門員、それから特別支援教育コーディネーター、担任との連携による特別支援教育の充実について評価しております。

また、7ページになります。6「保護者・地域との連携の状況」の一番下になります④の中で、家庭学習がんばり週間の設定による学習習慣の定着についての取り組みを評価しております。

課題としましては、6ページの1「授業の状況」の④の中で、集中できない雰囲気のある学級があり、学習規律を守ろうとする気持ちの育成や、児童一人一人に満足感や達成感を味わわせる授業の工夫など、教員の指導改善について挙げております。

続きまして8ページ、9ページ、上平井小学校についてでございます。こちらは、2「教育課程実施状況」の④に、教員が地域との連携を深めつつ、安定した学校経営をしていることについて評価をしております。

また、⑤及び⑥の中では、学力向上の取り組みとして、調査の分析や、チャレンジ検定等の葛飾区の施策を着実に実施していく努力を行っていることについて評価をしております。

課題としましては、3「教育環境の状況」④の中で、教員の服装や基本的な礼儀作法等、教育者としての考慮すべき点について挙げております。

続きまして、11ページから住吉小学校でございます。まず12ページに記載してございます5「学校の組織運営の状況」⑦に、主任教諭を中心とした若手教員の育成システムについて評価をしております。

また、6「保護者・地域との連携の状況」の①の中で、教員及び児童の地域行事への参加等、学校の努力を地域が認めていること、また、③で、PTA、地域応援団、近隣の新宿中学校とも連携した挨拶運動の取り組みについて評価してあります。

課題としましては、1ページお戻りいただきまして、11ページに記載してございます。2「教育課程実施状況」の②の中で「すみよし、なかよし、げんきよし」という経営方針があるのですけれども、その具現化に向けて具体的な取り組みの必要性について挙げております。

続きまして、13ページから宝木塚小学校でございます。こちらは、2「教育課程実施状況」の⑤ですけれども、学力向上委員会を中心に計画的・組織的に学力向上に向けた取り組みを行い、その成果があらわれていることについて評価をしております。

課題としましては、裏面の14ページの④というのが、上から2行目にございます。特別支援の拠点校である利点を生かした自校の特別支援教育の充実について挙げてございます。

続きまして、16ページ、17ページをごらんいただきたいと思います。中川中学校についてです。

17ページに記載してあります5「学校の組織運営の状況」の②になります。小規模校という環境下における教員のミドル・リーダー育成に向けた努力について評価をしております。

また、18ページになります、6「保護者・地域との連携の状況」の④の中で、教員や生徒を地域行事の運営に参加させる学校の取り組みに対し、地域から高い評価を得ていることを評価しております。

課題としましては、16ページになりますが、1「授業の状況」の②の中に、教員の指導力向上に向けた校内体制や研修の充実について挙げております。

続きまして、東金町中学校、19 ページからになります。2「教育課程実施状況」の②の中で、校長の示す生徒の想像力や行動力を引き出し、生きる力に結びつく目標、行事を全部、生徒主体でやらせたいということや、③「まよったら GO」という学校経営方針が評価されております。また、⑤の中で、教育課程の実施状況について、校内で毎月評価・改善し、学校全体で組織的に取り組んでいることを評価しております。

課題としましては、1「授業の状況」の④の中で、生徒の学習意欲を喚起させる指導改善について挙げております。

○教育長 今、④と言ったよ。

○指導室長 「授業の状況」の③でございます。申しわけございません。そこで生徒の学習意欲を喚起させる指導改善について触れております。

続いて、最初の資料にお戻りください。裏面の9「今後の予定について」でございます。

まず、成果についてですけれども、今年度の評価項目（4）「生徒指導及び児童・生徒の状況」の中に、特別支援教育についても必ず評価するよう、評価シートを変更して充実を図っております。こうしたことを踏まえまして、学校からは、学校評価、学校関係者評価に加え、2日間の第三者評価を通じて、授業を中心とした教育活動の状況、PTA、保護者や地域の方からの意見聴取など、専門的な見地からの評価を受けることで、学校運営の改善による教育水準の向上に資することが期待されております。

課題としましては、10年間で第三者評価を実施した学校は、小学校、中学校合わせて44校でございます。全校の59%となっております。複数回実施している学校もございしますが、今後未実施校へ対応していくことが挙げられます。

そこで、（2）「次年度について」でございますが、未実施校に対し、計画的に教育委員会が指定して、実施していきたいと考えております。学校運営に関する専門家を中心とする評価チーム、2、3名の方が班を編成しまして、学校と設置者である教育委員会が実施者となり、第三者評価を行います。実施校については、実施希望は募りますけれども、昇任校長校、それと未実施校などを委員会が指定し、原則1校につき2日間程度で評価をしていきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 概略的に申し上げますと、小学校のほうは、基本的にいろいろなところで学力についても伸びてきているというのが、この報告を見ても、授業スタンダードとかにきちんと取り組んでいるなというのがあるのですけれども、中学校のほうにいきますと、言い方はいろいろになっていますが、「めあて」が書いてあるところは3分の1しかないとか、そうした単元

ごとの連携で授業内容を工夫したほうがいいのかという課題が幾つも書いてありまして、これから中学校の授業スタンダードのあり方とか、子どもの学力向上に向けて取り組む必要があるなということはこの評価の実施結果を見て感じたので、その辺についての取り組みをぜひお願いしたいと思います。

○教育長 指導室長。

○指導室長 ご指摘のとおり、中学校につきましては、まだまだ改善すべき課題があると認識しておりますので、そのあたりにつきましては、来年度、これから指導して改善を図ってきたいと考えています。

○教育長 いかがですか。

塚本委員。

○塚本委員 齋藤委員におっしゃっていただいたのですが、加えて小・中連携をいろいろ当教育委員会でも目指してございますので、その辺のところも評価委員の方に情報提供しながら、ひとつ学校運営に広げれば、なお前進するかなという気がしました。

以上です。

○教育長 きょう小・中連携の日なんですよ。小学校は、全部、授業公開していますから、中学校も学んでほしいですね。

いかがでしょうか。そのほか、いかがですか。

日高委員。

○日高委員 確かに、今、44校が既に第三者評価を受けているという結果になっていますけれども、今後も、来年も8校と予定ではなっていますが、これは何年で全部終わる予定ですか。見通しはありますか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 今のところ、何年度までに全部というような見通しは立てておりません。というのは、昇任した校長先生のところを少しよく見ていこうということで、実は8校のうち6校が今年度昇任したところがございます。そちらは今まで多くしてございまして、均等に全部やるというよりは、校長先生のところを主体にやっております。という関係がございましてやっていたので、何年度までに全部というようなところは、少し少ない、ウエートとしては新しく校長になられた方の学校を見るということで進めて参ります。

○日高委員 なるほど。ことしは8校やられて、そうすると、2校は自主的に出た学校ということになりますか。その辺はどうでしょうか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 一応、まずは募集したのですけれども、3校ほど今年度は手を挙げていただきましたが、実はその3校は今年度の昇任校長の学校でございましたので、それは入ってございま

す。あと2校、昇任でない校長先生も実は2年目のところでございまして、昨年度昇任だったのですけれども、そのときに第三者評価を受けられなかったところの校長先生の学校をこしやっております。そういうことで、昇任された校長先生のところを8校ということになります。

○日高委員 わかりました。非常にご苦勞が多いようですけれども、いずれにしてもこの機会が学校の経営にどう生かされるかが非常に大きな問題であると思います。ですから、これを2月に各学校には示されるのですか。

○指導室長 はい。

○日高委員 そうしますと、これを見て、いわゆる次年度の学校経営に生かせるように校長たちは考えるべきだろうと。どういうふうに生かされましたかなんて聞かれることは滅多にないのだよね。だから第三者評価を、しかもこれ結構な皆さんが評価委員としてなっているのですよね。大学教授もちゃんと入れて、有識者を入れてやっていますし、校長経験豊かな人たちがたくさんいます。でも、古いというのものもあるかもしれないね。やはりこの辺は、新しい発想も必要だと思いますね。校長たちですよ。大学教授は現役ですから、それはそのまま使えますけれども、なかなか中には古いというものもありますから、今後はその辺も、委員をどういうふうに出していか参考にお考えいただくとありがたいかなと思います。以上です。

○教育長 指導室長。

○指導室長 評価委員は、今、おっしゃられたように、校長経験者、教育委員経験者という方々を入れてございますけれども、評価委員の人選につきましても検討していきたいと思います。

○教育長 検討するというところでございます。

そのほか、いかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 今、日高委員もおっしゃっていただきまして、指導室長にもお答えいただいたのですが、44校ということで、すべからくなのですが、もう既に1回経験された方が、また、2年なり3年サイクルで異動・転勤という部分がございますので、ぜひ校長会なりで、こうやって経験したのがどうやって生かされたのかというのは情報提供していただくと、これから手を挙げたいという方もいらっしゃるでしょうし、学校を改善していきたいという校長の意欲が反映できる機会になろうかと思っておりますので、何かまとめるものがあれば資料提示として、急ではなくてよろしいのですが、実績を踏まえてご提案いただくとよろしいかなという気がいたします。お願いいたします。

○教育長 よろしいですか。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは報告事項3については終わります。

引き続きまして、報告事項4「スポーツライミング施設の整備について」お願いします。
生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項4「スポーツライミング施設の整備について」ご説明いたします。

1「目的」でございますが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会から正式種目となりますスポーツライミングの3種目、スピード・リード・ボルダリングの競技施設を整備することによりまして、区民にオリンピック競技に触れていただく機会を提供し、東京2020大会以降も、クライミング大会誘致や教室の開催など、区民がスポーツに親しみ、健康づくりに取り組める場として、積極的に活用を推進することを目的としております。

2「開設予定時期」につきましては、平成32年4月を予定しており、3「整備予定地」といたしましては、都立水元公園東金町八丁目地区でございまして、東金町運動場、少年野球場から西に約200メートルほど離れた場所でございます。下に示してございます右側の図の黄色く記したところが設置場所となります。

4「施設概要」といたしまして、スピードウォールにつきましては、高さ15メートルの壁をいかに早く駆け上がるかを競う「スピード」用ウォールを2レーン整備いたします。

また、リードウォールにつきましては、高さ12メートル以上、登攀距離15メートルの壁に設置されたコースを登り、その到達速度を競う「リード」用ウォールを4レーン整備いたします。

スピード、リードの施設につきましては屋外施設でございまして、背中合わせで一体化の施設といたします。

さらに、ボルダリングにつきましては、高さ5メートル以下の壁に設定された複数のボルダラーを制限時間内に幾つ登れたかを競う「ボルダリング」用ウォールを、幅30メートル整備いたします。こちらにつきましては屋内施設として整備いたしますが、大会等の際には外から競技が観戦できるように、観客席側をシャッターで開閉できるようにいたします。

恐れ入りますが、裏面をごらんください。

全体の施設イメージといたしましては、このようなイメージとなります。また、参考といたしまして、競技施設のイメージを添付させていただきました。

今後の予定でございますが、平成31年11月工事着工、翌年32年4月竣工予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について何かご質問等ございますか。よろしいですか。
大里委員。

○大里委員 先日「東都よみうり」でしたか、葛飾区出身のプロ・フリークライマーの方が紹介されておりました。場所が葛飾区の端のほうといたしますか、地の利とかが非常に気になること

ろですので、ぜひ情報を周知していただいて、たくさんの人に来ていただけるといいなと思います。

○教育長 よろしくをお願いします。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは報告事項4を終了いたします。

ここで、委員から、そのほか何かご意見、ご質問等がございましたら。

日高委員。

○日高委員 昨今、テレビ等で非常ににぎやかになっております。学校も、そして教育委員会も、そして児童相談所も対応がどうであったかという反省を促すような点が随分問題になっています。これを、学校もというところの部分、こういう事態が発生しているからこそ、各学校にも周知をいただく必要があるのではないかと。

あれを見ていて、言葉は悪いですけども、いかついた顔で奇声を浴びせられたから私は出しましたなんて、責任がどこにもない。聞いていて腹立たしい。そして、その結果どうなのかという、とうとい命がなくなっているという現状があるわけですよ。ああいう現実があるにもかかわらず、その対応の悲惨さが、それこそ如実に、しかも何種類にも分けて出されているというのは大変な問題だなと。これこそ今、各学校にも周知をして、連携というけれども連携が本当に言葉尻のお遊びになっているという部分ですよ。今回、見ますと。

実に悲しい事件ですので、あってはならないことですから、その再発防止も含めて、情報提供を各学校にお願いしたいなど、こんなふうに思います。

以上です。

○教育長 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 今、お話がありました件も含めて、そういった不適切な事例につきましては、今般行われた学校長会それから副校長会で、教育長のほうから適切に対応するようということをお話しさせていただいています。教育長のほうから、今、言ったように、きちんとという話はしているのですけれども、個別具体的に条例の内容ですとかそういった面も補完するとなおさら効果が上がると考えてございますので、そういった面も含めて対応を検討して参りたいと考えてございます。

○日高委員 よろしくをお願いします。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これもちまして平成31年第2回定例会を終了いたします。ありがとうございました。